

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

一般財団法人社会的認証開発推進機構

② 評価調査者研修修了番号

S2020121、SK2021173

③ 施設の情報

名称：児童養護施設 京都聖嬰会	種別：児童養護施設
代表者氏名：杉野 義人	定員（利用人数）： 51名
所在地：京都市北区衣笠西尊上院町 22 番地	
TEL：075-462-9268	ホームページ： https://www.kyoto-seieikai.org/
【施設の概要】	
開設年月日 明治 19 年 10 月 19 日 事業開始 昭和 23 年 1 月 1 日認可	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法会人カトリック京都司教区カリタス会	
職員数	常勤職員： 35 名 非常勤職員 16 名
有資格 職員数	（資格の名称） 名 栄養士／調理師 2 名
	保育士／児童指導員 23 名 心理療法担当職員 6 名
	社会福祉士 3 名
施設・設備 の概要	（居室数）
	（設備等）音楽スタジオ、グラウンド他 多目的ユニット、地域小規模 4 他

④ 理念・基本方針

【法人理念】 キリストの姿に学びながら一神から与えられた一人ひとりの命の尊厳に目を向け、

- ・一人ひとりを掛け替えのない存在として、ありのままに受け入れる
- ・一人ひとりの成長とより豊かな生き方を願い、「愛」と「尊敬」を持って、一人ひとりに寄り添う

【事業所理念】 一人ひとりを大切にします

- わたしたちは
- ①一人ひとり人権を大切にします
 - ②一人ひとりを地域社会の一員として自立を援助します
 - ③一人ひとりの家族との繋がりを大切にします

【事業所運営方針】 取り組みの重点→徹底した寄り添いにより愛着形成を図ります

- わたしたちは
- ①一人ひとりの心の居場所づくりを進めます
 - ②一人ひとりの生活を整え、学び支援を進めます
 - ③一人ひとりの育ちの整理と家族関係の再構築を支援します

⑤施設の特徴的な取組

- ①個々の子どもに応じた育ちの場の提供。個室による生活環境が完備され、小規模独立ユニットケアや同学区内の地域小規模施設を展開、多様な住環境の整備が進行中。子どもの自由な活動を実現するための多目的ユニット、楽器練習のための音楽スタジオの設置、スポーツや遊びのグラウンド施設整備等への積極的な取組みの推進。
- ②子どもたちの自立支援を推進するため、様々な機会を提供。生きた人生モデルとの出会いや就労現場との連携（京都聖嬰会就労支援バンク）を強化。将来の進路に向き合う機会を設け、経済的及び社会的な自立を支えるため、事業所が運営する寄金や奨学金の活用を促進。里親家庭における自立を支援している。
- ③家族の再統合及び再構築を図るため、親子や家族の歩みを通して子どもの育ちを職員と共に見つめ直し、課題の解決に取り組む。家庭支援専門相談員による関係機関との連携を通じた丁寧で柔軟な家庭支援および保護者の生い立ちや生活環境、心情の把握や理解に努め、寄り添いの姿勢を保ちながら援助支援にあたる。家族間の物理的、精神的関係を調整し、家族の再構築を見守る中で関係機関のネットワークと施策等の制度活用を図る。PTA 活動を通じて、地域の子育て世帯との窓口となり、地域社会における家庭支援を推進。
- ④里親支援専門相談員による、啓発活動と支援活動の充実を図るため、マッチングやコーディネート、養成や支援などの実施。
- ⑤地域子育て支援の充実を図る。つどいの広場事業運営を通じて、地域子育て支援の拠点化を図り、公益的事業の活動拠点として、全てのサービスを無償で行う。地域小規模児童養護施設において、地域に根ざした養育実践を行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	2022年6月23日（契約日） ～ 2023年3月31日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	2019年度

⑦総評

京都聖嬰会は、明治の児童福祉施設草創期に創設された歴史ある児童養護施設です。社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会を母体として、キリスト教の教えを理念の柱として運営されています。名刹・金閣寺に隣接する自然に恵まれた静かな環境の中に位置します。施設の事業計画では、子ども一人ひとりを大切にし、徹底して寄り添う養育・支援の基本姿勢が詳細かつ鮮明に示されています。

◇特に評価の高い点

養育・支援の質の確保

京都聖嬰会では、「支援する側」「支援される側」という立場を超えて、職員も子ども共に一人ひとりの人間として尊重し合い、子どもに対しては徹底した寄り添いに

よる愛着形成を図り、相互の信頼関係を高めるよう配慮された養育・支援が行われています。力による関係を排除した施設運営は、子どもはもちろん、職員育成にも共通しており、職員定着率の高さにつながっています。施設設備についても、ホスピタリティーを重視した本館のユニット化をはじめ、友人等の訪問に配慮した独立玄関の設置や、設計段階からプライバシーを重視した地域小規模施設（4箇所）など、意欲的に取り組まれています。子どもの個別の活動意欲喚起や自己表現力を高める取り組みである「活動支援員（聖人尽楽）」が配置され、芸術・音楽・スポーツ・学習などに必要な、ギャラリー、学習室・壁面鏡（ダンス）・音楽スタジオ、屋外グラウンドなどの整備が進められていることは特筆すべき点です。また、退所後にも気軽に訪れることができる関係性を保持することで、帰る場所があるという安心感の醸成に役立っています。日々の活動の中での、共感と受容、徹底した寄り添い、力によらない相互の理解と信頼を深める関係作り、肯定的なイメージ発信の積み重ね、基本的人権の尊重、家庭的な見守り等の支援姿勢は、高く評価できます。

職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

「2022年度事業計画」の運営指針、「児童への養育・支援『心の居場所づくりのために』」の冒頭部分に、「職員は、自身の姿が子どもの養育環境である」と明記されています。他者への基本的信頼感や徹底した寄り添いによる愛着形成、力による人権侵害を許さないなど、職員の責務の方向性が具体的に明らかにされ、日々の実践活動に活かされています。また、子どもと大人が共有する約束事として、「一人ひとりの違いを認め合い、お互いを大事にし合える場所にしよう」「力の関係づくりをなくし、暴言、暴力のない安心安全な場所にしよう」「相手への優しさと配慮のなか、思ったことを伝え合える場所にしよう」の3つが掲げられています。職員育成では、高い職業意識と人権意識を育てるため、全養協「人権擁護のためのチェックリスト」により定期的に自己点検が義務づけられ、事業所として設定された「段階別職員目標」により、職務能力向上のためのステップが明示されています。実務における職員間のスーパーバイズ体制の構築と徹底した対話と理解による課題解決手法や、心理職によるカウンセリングが気軽に受けられる仕組みなど、職員の職務能力の向上と福利厚生に資する取組みについて、高く評価できます。

◇改善を求められる点

養育支援の標準的な実施方法が確立している。

日々の活動の中で、話し合いや寄り添いなど、相互の信頼関係構築をめざして、徹底した現場主義で問題を解決される中、標準的な実施方法の文書化が求められています。マニュアル等の文書策定については、個別のケースではなされていますが、組織としての総合的な取組みは確認できませんでした。これまでの活動で積み上げられた様々なノウハウや実践方法を施設として記録し、誰もが閲覧できる状態にし、見直しつつ活用していくことが施設運営にとって必要とされています。支援内容のマニュアル化や、プライバシー保護、子どもの権利擁護、リスクマネジメント規程等、蓄積された情報は施設運営の生きた資料として、将来的に人の入れ替わ

りが生じても施設文化を伝える貴重なツール・財産になるため、速やかにマニュアル等策定に取り組まれることが期待されます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当園では、これまで第三者評価を受診するにあたって、同じ評価機関に評価の依頼を出してきました。その目的は、これまでの当園の強みや課題を把握しており、継続的な視点での振り返りや評価をしていただける点です。今回もこれまでと同じ評価機関にて受診することになりましたが、これまでとは違い継続して評価をしていただいた担当がおられない中での受診となり、良い緊張感を持って当日を迎えることができました。

評価結果については、『徹底した寄り添いによる愛着形成』や『子どもも大人も一人ひとりの人間として尊重し合う』ことが支援のベースにあることを高く評価していただきました。これは、当園が永らく取り組んでいる取り組みの重点として掲げている点です。管理的な環境に偏ることなく、子どもたちが意欲的に生活を送ることができるように自主的な環境を整えていることを大切にしている点を評価していただけたことを嬉しく感じています。子どもも大人も互いを尊重する環境があるからこそ、安心して失敗ができ、新しい気づきを得たり成長が促されます。

一方で、『マニュアル整備』に課題があるとの指摘を受けました。質の高い職員集団を形成しているが、それらが所謂“職人芸”のように継承されている傾向があり、人材育成という視点から見ても効果的ではないという指摘を受けました。過去3回の受診結果でも同じような指摘を受けており、少しずつ課題解決に向けて取り組みを進めています。

この3年間は新型コロナウイルスによる行動制限があり、これまで当たり前に行ってきた行事や活動ができませんでした。こういった緊急時の対応マニュアルも作成を行い更新しています。

こうした課題への取り組みの優先順位については、1回目の受診時に助言いただいた内容を生かしていると感じています。今回も指摘を受けた課題の優先順位を明確にして、個々の質を高め、より質の高い職員集団を形成していきたいと考えています。

受診日が年度末となったにもかかわらず、早急に評価結果をまとめていただき、ありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>理念、基本方針は明文化され、事業計画に掲載されている。事業計画は、年度当初の職員会議で周知・確認していることが聞き取れた。また、事業所のホームページやパンフレットへの掲載、館内応接室に掲示されていることなどを確認した。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント>京都市北区社会福祉協議会、学校運営協議会、要保護児童対策地域協議会と会議等で連携をとりながら、地域福祉の動向や課題を把握している。施設長は、市内各事業所の施設長が集まる施設長会（月 1 回開催）に参加し、地域の各課題と共に、社会福祉事業全体の動向についても情報収集し、分析していることを聞き取った。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント>施設長、主任等及び事務部門担当者が参加する「運営会議録」から、事業所の経営状況や改善すべき課題を明確にし、役員間や職員間で共有され、具体的に取組まれていることが確認できたため、自己評価 b を a とした。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果

		果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント>「中長期計画 前期（令和2～6年度）後期（令和7～11年度）」から中長期的なビジョンと計画を明確にしていることが確認できた。中長期計画は、毎年の単年度計画策定の際に必要な応じて見直しを行なっていることを聞き取った。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント>単年度の「2022年度事業計画」には、理念や基本方針が具体的に反映されており、中長期計画を踏まえた内容となっていることが確認できた。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント>事業計画は年度当初の職員会議で全員に配布・説明・読み合わせがなされ、さらに毎月の推進委員会等において、実施状況の確認や評価・見直しが行われていることを聞き取った。また、管理職による面接や各部会議によって事業計画に対する意見の集約が行われ、内容に反映されていることを確認することができた。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント>職員はカレンダーの掲示や日常的なコミュニケーションの中で、計画の中にある活動内容や主旨を子どもたちに丁寧に伝えていることが聞き取れた。しかし、保護者とのやりとりについては困難なケースもあり、単年度の事業計画そのものについての周知・説明は保護者に対して行われていない。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント>養育・支援の質向上に向けて、職員全員が第三者評価の基準に沿って自己評価を毎年行っていることを確認した。</p>		
⑨	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント>第三者評価の結果は、調査年度には課題の仕分けおよび各部で改善課題を策定し次回受診時までの3年間をかけて、課題解決に向けて毎回の主任会議等で議論をしていることを聞き取った。また、評価結果については集計がなされ、支援ソフトを利用し、職員間で共有できる仕組みが整備されている。他の年の自己評価結果については、職員間で</p>		

共有を職員会議等で検討している。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント>施設長は自らの役割と責任において、施設の経営・管理や取組み方針等を職員会議や管理職による面接、日常的コミュニケーションの機会を捉えて、常に明確に表明し、職員の理解を得ている様子が聞き取れた。また、「職務分掌表」「組織図」から施設長の役割や責任が文書化されていることを確認できた。</p>		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント>施設長は、遵守すべき法令等に関する研修会等に参加をし、その内容を職員会議等で職員に周知していることを聞き取った。</p>		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A
<p><コメント>施設長は、職員間の連絡・相談・報告の体制を徹底し、養育・支援の質の向上に意欲的であることを聞き取った。さらに職員アンケート結果・ヒアリング資料等から、施設長と職員との間に円滑なコミュニケーションが行われ、相互の信頼感に基づいた関係が形成されていることがうかがえた。</p>		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために、運営会議や専門職会議等の各種会議に積極的に参加し、助言や指導、アドバイスしていることが聞き取れた。</p>		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント>キャリアパスを導入し、職務経験や勤務年数、職務階層に応じた育成過程の明確化及び研修計画の仕組みが整えられている。また、各部においてリーダーシップをとれる人材を育成し、本館の高機能化に寄与できる人材として成長できるよう計画され、実行</p>		

<p>されていることが聞き取れた。「2022 年事業計画」において、人材育成の指標が具体的に明記されていることを確認した。</p>		
15	<p>Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント>就業規則第4条には、人事基準としての採用・配置・昇進等に関する基準が記載されていることを確認した。また「2022 年度事業計画」に、期待する職員像等が詳細に記載されていることを確認し、職員の定着率が高いことが聞き取れたため、自己評価 c を a とした。</p>		
<p>Ⅱ—2—（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p><コメント>働きやすい職場をつくるために、心理職によるカウンセリングが利用できる仕組みが整えられている。LINE で簡単に予約が取れ、プライバシーが確保された空間でカウンセリングを受けることができる。また、福利厚生として、レクリエーション（旅行、食事等）や事業所の備品（スキーウェア等の日常的な使用頻度の低いもの）の職員への貸し出しを行なっていることを聞き取った。</p>		
<p>Ⅱ—2—（3） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント>「2022 年度事業計画」には、基本方針と共に期待される職員像及び職務上心得等が詳細に記載されている。施設における人材育成基準である「段階別職員目標」が別途定められ、年2回実施される管理職による面接や日常的なコミュニケーションの中において、それぞれの職員の目標が設定され、定期的に振り返りが行われていることを聞き取った。</p>		
18	<p>Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント>「社会福祉研修（キャリアパス参加一覧表）」「年間計画（前半・後半）」により、策定された教育・研修計画に基づき、職員研修が実施されていることを確認することができた。研修受講内容については、個人別の研修報告書「研修の足跡」から確認することができた。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント>「段階別職員目標」により職員階層別の教育・研修の機会が設けられていることを確認した。スーパービジョン体制は確立されており、シフトの関係上、顔を合わす頻度が少ない職員に関しては、業務日誌の記録を共有し、育成資料として役立てていることを聞き取った。</p>		
<p>Ⅱ—2—（4） 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント>実習生の受け入れ体制や手順については「実習の手引き」に記載されていることを確認した。事業所は、実習生の種別（保育、介護等）に応じて、個別のプログラムを</p>		

設けていることを聞き取った。

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント>パンフレットやホームページには、基本理念や養育・支援の内容、活動状況等が掲載されていることを確認した。また、施設長が幼稚園、学校（PTA等）や地域の会合などの機会を捉え、施設のビジョンや存在意義、役割について説明し施設理解を深める取り組みを行っていることを聞き取った。なお、事業所のホームページにおいて、「決算要約」の掲載は確認できたが、事業報告や事業計画、予算等については確認できなかったため、自己評価 a を b とした。</p>		
22	II—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント>行政監査の前に、法人内部で事務局長等による事前監査を行なっていることを聞き取った。「経理規程」や「職務分掌表」から、事務、経理、取引等に関するルールなどが明確にされていることが確認できた。</p>		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント>「職務分掌表」から地域連携担当者を設置し、PTA を通じて学校との窓口機能を担っていることが分かった。地域の広場を利用し年一回、フリーマーケットやステージ、ゲームなど地域の人たちが楽しめる「聖嬰会まつり」を子どもたちと協力し合い開催していることが聞き取れた。また、日常的に地域住民への挨拶等のコミュニケーションを取っていることを聞き取った。</p>		
24	II—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント>「2022 年度事業計画」にボランティアとの関わり方や基本姿勢について記載されていることを確認した。</p>		
II—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント>関係機関の連絡先等のリストは本館以外にも、地域小規模児童養護施設内で掲</p>		

示をされていることを聞き取った。		
Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント>平成27年3月から京都市子育て支援活動いきいきセンター事業「金閣つどいの広場 ひまわり」を開設し、児童福祉施設としての専門性を活かした乳幼児と親対象の事業を展開している。そこに集う子育て家庭の親子から地域の福祉ニーズや生活課題に関する情報を収集し、また様々なノウハウを利用者に提供していること等が聞き取れた。また、入学説明会や幼稚園などでも施設理解を深める説明を行っていることが聞き取れた。</p>		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント>京都市子育て支援活動いきいきセンター事業「金閣つどいの広場 ひまわり」では、子育て家庭の親子の交流の場づくりをしている。その他に、小学生のラジオ体操の場として事業所の持つグラウンドを開放している。京都市北区の民生委員に向けて、子どもの関わり方に関する講演を職員が行なう等、事業所が有する専門性を地域に還元し、まちづくりに貢献をしていることが分かった。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント>子どもを尊重した養育・支援についての共通の理解を持つため、職員はポケットサイズの「全国児童養護施設協議会 倫理綱領」を携行していることを確認した。園内研修として、人権研修、里親制度、学習支援等に関する研修が実施されていることを確認した。</p>		
29	Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p><コメント>常時利用する「全国児童養護施設協議会 倫理綱領」において、プライバシー保護について記載されていることを確認した。一人ひとりがお互いを尊重し安定した生活を送れるよう、照明や音への配慮について、子どもたちに声かけはしているが、プライバシー保護に関する取組みとしての周知にまでは至っていないため、自己評価 a を b とした。</p>		
Ⅲ—1—（2）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント>入所時に面接を行い、子どもの状況に応じた丁寧な説明を実施していることを</p>		

聞き取った。		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント>「社会的養育推進準備委員会議事録」より、養育・支援の内容について子どもや保護者等に説明をしていることが確認できた。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント>退所後の対応については丁寧な説明を実施し、困ったことがあったときはいつでも相談するように事業所の連絡先を教示していることが聞き取れた。また、退所後の様々な問題にも適宜対応されていることが多くの事例から聞き取ることができた。措置移行の場合については、養育・支援の継続性に配慮した手順を記した文書や引き継ぎ文書は特に定めていないため、自己評価 a を b とした。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント>意欲活動支援員（聖人尽楽）を置き、子どもたちの様々な取り組み意欲を個別に支援する体制が整えられていることを「意欲活動支援員（聖人尽楽）の取り組み内容」文書より確認した。しかし、子どもの満足に関する定期的なアンケート等による調査は実施されておらず、分析・検討のための検討会議の設置もされていない。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント>「組織図」にて苦情解決責任者が設置されていることを確認した。玄関に意見箱を設置し、子どもや保護者が苦情を申し出やすい工夫をしている。しかし、苦情に関する情報や改善内容などについては、公開されていない。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント>意見箱を設置し、職員に直接伝える手段以外にも相談や意見を述べやすい環境が整備されている。普段から職員と子どもが密なコミュニケーションをとれるよう配慮し、相談しやすい関係性を構築していることが利用者ヒアリング等からうかがえたため、自己評価 b を a とした。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント>意見箱が設置されており、相談や意見を受けた際にはすぐに会議で検討するなど、丁寧な対応がなされているが、その記録方法や報告の手順等を記した文書・マニュアルについては確認できなかったため、自己評価 a を b とした。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b

<p><コメント>内線や館内放送に加え、トランシーバーを設置し緊急時に備えていることが聞き取れた。また、オートロック、防犯カメラ、事故対応マニュアル等の設置、アンガーマネジメント研修などの実施を通じて、安心・安全が担保される養育環境の確保に努めていることが確認できた。ただ、事故防止のための安全確保対策などについて、総合的なマニュアル整備を含め、定期的に評価・見直しする組織的なリスクマネジメント体制が確認できなかったため、自己評価 a を b とした。</p>		
38	<p>Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a
<p><コメント>「緊急避難対応について」に、感染症の予防と発生時等の対応についての記載があることが確認できた。また、嘱託医によるワクチンや予防接種が行われており、感染症の予防対策が適切に実施されている。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a
<p><コメント>立地条件に配慮し災害時の備蓄品の準備と管理を行なっている。消防署の指導により火災や自然災害の発生に備え避難訓練を実施していることを確認した。また、災害時の安否確認は、全職員が加入する LINE を通して行なわれる仕組みがあることを聞き取った。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p>	c
<p><コメント>「児童福祉施設援助指針」を読み合わせるなど、個別的支援と併せて、客観的指標に照らして標準的な養育・支援への取組みがなされていることは確認できたが、施設における実施方法がマニュアルとして文書化されるまでには至っていないため、自己評価 a を c とした。</p>		
41	<p>Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	c
<p><コメント>標準的な養育・支援の実施方法については、職員会議等で検討し改善や見直しが進められているが、標準的実施方法が記された文書に基づく定期的な検証・見直し等を組織的に行う仕組みが確認できなかったため、自己評価 a を c とした。</p>		
<p>Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	a
<p><コメント>詳細なアセスメントに基づいた自立支援計画書は、支援ソフト「InterSystems IRIS」に組み込まれ、見直しのプロセスは更新情報管理によって記録されている。また、塾での学びや趣味など子どもの様々なニーズに応じた個別支援計画の策定・実践が行われ</p>		

ていることが確認できた。		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント>自立支援計画書は年度末の3月に振り返りを行い、4月に策定、10月に見直しを行う仕組みが構築されている。ケース会議による見直しによって変更された支援内容は、支援ソフトで閲覧可能であり、子ども一人ひとりの意向や状況に応じて計画変更を加筆修正できる仕組みがあることを確認した。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント>自立支援計画書は職員間で検討が重ねられ、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。支援ソフトに記録されることで、部門を横断する職員間でも共有がなされている。ケース会議等において、個別支援計画の変更や修正についての検討が活発になされていることが確認できた。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント>「個人情報取り扱い規定」には、子ども等に関する記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する事項が記されていることを確認した。また、個人情報保護への理解を深めるための職員研修を行っていることも聞き取りから確認した。</p>		

内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント>「2022年度事業計画」には、子どもの人権を最大限尊重することが明示され、生活全般を通じて「心の安心安全の保障」のために最善を尽くす姿勢が示されている。また、子どもの人権擁護や施設ルールについて必要な項目が記されたポケットサイズのカードが作成され、職員が常時携帯していることが確認できた。</p>		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p><コメント>入所にあたっては、子どもの権利が尊重されることを「権利ノート」等を用いて丁寧に説明しており、力による人権侵害を絶対に行わないことを職員間で繰り返し確認するなど、対話の重視と共感と受容を通じて、徹底した人権尊重姿勢が貫かれていること</p>		

<p>が聞き取れた。権利擁護の内容が盛り込まれた行事カレンダーを配布し、子どもに対して理解しやすい取組みが行われていることを確認した。</p>		
<p>A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組</p>		
A③	<p>A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。</p>	a
<p><コメント>子どもの育ちの経緯や発達状況を知るために、前の施設や児童相談所からの情報を収集している。また、成長の記録としての写真アルバムを一人ひとり作成している。さらに、成長の過程で事実を伝える機会が生じたときには、個別の事情を尊重し、内容や伝え方に慎重かつ十分な配慮を行うようにしている。心理相談員の定期的関りや担当以外の職員も情報を共有し、寄り添うことができる体制があることを聴きとった。</p>		
<p>A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>		
A④	<p>A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	b
<p><コメント>職員からの不適切なかかわりを防止するために「被措置児童等虐待防止マニュアル」が策定されている。また、暴力・暴言のない場所を作るという方針が施設全体で徹底されており、万一、被措置児童等虐待が疑われる事案が発生した場合には、直ちに会議で検証し、必要な措置を講じる体制があることが聞き取れた。しかし、子どもが自らの身を守るための知識等の学習機会の提供や届出・通告制度の資料配付等については確認できなかったため、自己評価 a を b 評価とした</p>		
<p>A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑤	<p>A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	a
<p><コメント>入所や退所に伴う不安を施設長はじめ職員が傾聴する準備があり、担当者で得られた情報交換を行い、不安軽減に努めている。退所にあたっては、居住場所や引っ越し、退所後も相談可能であることを告げ、自立支援が定着している。</p>		
A⑥	<p>A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	a
<p><コメント>退所後の社会生活を想定した「リービングケア計画書 2020」や「リービングケア提案書 2020」を作成し、将来的なキャリア形成及びアフターケアにおける継続支援のあり方が示されている。記録は支援ソフトによりサーバーに保管されており、退所後も継続した支援ができる情報管理体制が整備されている。また、就労先や移住先等からの連絡等についても、連携して問題解決のため支援対応していることが具体事例から聞き取れた。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

<p>A—2—(1) 養育・支援の基本</p>		
A⑦	<p>A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p>	a
<p><コメント>一人ひとりの子どもが成長過程で抱える多様な課題について、理解を深めて受</p>		

<p>容的な態度で接し、傾聴を重ねて受け止めることで信頼感を得ている様子が見えられた。また、子どもの悩みや行動の中で、子どもの心に何が起きているかを理解するため、心理的な課題については、専門職による相談を実施し、外部委員、スーパーバイザー等の助言・協力を得ていることを聞き取りから確認することができた。</p>		
A⑧	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント>食事については、継続して嗜好調査を行い、「希望メニューの日」を設定し、食べたいものを提供する日がある。誕生日には外食やプレゼントが用意される。また衣服は気に入った服をおこづかいの範囲で購入することができる。地域小規模については、栄養に配慮し、本館内で調理したものが配達される仕組みがあることが聞き取れた。夜間には職員の居る場所を知らせ、睡眠時に安心感が育まれるよう配慮している。</p>		
A⑨	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p><コメント>生活における基本ルールは「ルールブック」に記載され、入所時に配布・説明がなされ、見守りの中で運用されている。子どもからの要望や提案は可能な限り子どもの希望を聞き説明をしつつ、担当職員以外の職員とも自由に話せる環境が構築されている。施設長も提案を聞き取る体制があることが聞き取れた。</p>		
A⑩	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント>館内には年齢や発達段階に応じた様々な図書や遊具等が用意されている。音楽活動を希望した子どもには、職員と共に活動できるスタジオがあり、スポーツ活動では、屋外グラウンドやスポーツ用具が用意され、テニスやバスケットなどができる環境が整備されている。また、幼児は外部の幼稚園に通園できる体制があり、幼児教育の場も提供されていることが確認できた。</p>		
A⑪	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント>社会常識や社会規範、生活技術等を習得するために、高校生のアルバイト体験や京都府の主宰する「出前講座」の受講、テーブルマナーなどのソーシャル・スキル・トレーニング講座受講等の支援を行っている。また、不登校や引きこもり傾向のある子どもについては、社会との接点を絶やさぬよう配慮し、心理面も含めて援助を行っている。地域小規模ユニットでの生活を経験することで、生活に必要とされる様々な技術に親しむきっかけになっていることなどが聞き取れた。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑫	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p><コメント>コロナ禍をきっかけに密を避けるため、時間差で食事をするなど食事環境の変化が生じた。月1回、子どもが好きなメニューを考えて買い物へ行き、職員と共に調理するルーム食と呼ばれるスタイルや、材料の提供を受けて全調理したり、パン作りやクッキー</p>		

<p>一作りをする機会などが設けられている。また、食事の残数、残量を把握し、嗜好調査を実施し献立に反映させていること等が聞き取れた。</p>		
<p>A—2—(3) 衣生活</p>		
A⑬	<p>A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	a
<p><コメント>衣類は本人が気に入ったものをおこづかいの中から購入することもできるが、保護者から提供される場合もあり、基本的には好きなものを着用できるように配慮がなされている。また、衣類を通じて適切に自己表現ができるよう助言し、発達の特性に合わせた支援体制があることを確認した。</p>		
<p>A—2—(4) 住生活</p>		
A⑭	<p>A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	a
<p><コメント>一人ひとりの居場所としての個室が完備されている。原則として、身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品等は個人所有とされていることが聞き取れた。また、施設見学時、共有スペースはきれいに整頓されており、こたつやテレビなどもあり、家庭的な雰囲気になるように配慮されていることが確認できた。</p>		
<p>A—2—(5) 健康と安全</p>		
A⑮	<p>A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	a
<p><コメント>近隣の医療機関と連携し予防接種や健康診断を行っている。難病の子どもを受け入れたこともあり、医療機関と職員が適切に連携しながら、服薬管理や体調管理についての知識を得ている。感染症等については、最新情報を共有し、個別対応及び感染防止対策や健康管理が行われていることを聴きとった。</p>		
<p>A—2—(6) 性に関する教育</p>		
A⑯	<p>A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	a
<p><コメント>性に関する性教育部会を設置し年3回、性をめぐる子どもの様々な課題に対する検討と学びの機会を設けている。必要に応じて心理専門職のスーパーバイザーに相談する体制が整備されており、資料が部会で作成され、定期的に子どもに配布・掲示している。</p>		
<p>A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑰	<p>A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	a
<p><コメント>子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題が発生した場合、その要因や課題を分析し支援につなげていくほか、周囲の子どもたちの安全に配慮し、児童相談所、医療機関、警察とも適切に協議を行っていることを聞き取った。</p>		

A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント>施設の理念や基本方針、事業計画の方針に基づいて、施設内での問題発生時には、他機関との迅速な連携を含め、職員間の情報共有や会議で検討を重ねている。これまで大きなトラブルにまで発展する事例はなかったが、子ども間の加害・被害については、施設だけで対応が困難な場合には、児童相談所等と相談して施設全体で問題に取り組まれていることが聞き取れた。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント>自立支援計画に基づき、心理支援が必要とされるケースにおいては、プライバシーに配慮した上で、心理職による相談機会が確保されている。また、外部の心理専門家からスーパービジョンを受けられる組織体制があることを「組織図」にて確認した。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント>学力や特性に応じた個別的な学習支援が行われていることが聞き取れた。学習塾を希望する子どもには体験学習を試みるなどの支援を実施している。基礎学力の回復に努める支援としては、学習ボランティアの活用や寄付された図書カードで教本の購入等を行っている。漢字検定試験や数学オリンピック等に興味を持ったものに対して、応援、支援する体制があることを確認した。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント>進路選択にあたっては本人の意思を尊重した支援を行っている。進路決定後のフォローアップや進路を変更する必要性に迫られた場合は、話し合いを通じて目標変更等を行う支援を実施している。通学が困難なケースでは通信制高校を選択するなど、個々の課題に応じた判断と対応が行われていることが確認できた。</p>		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p><コメント>職場実習や職場体験は適宜実施している。ライオンズクラブに加入する企業に協力を要請し「京都聖嬰会就労支援バンク」に登録していただくなど、職場体験や就労を支援する仕組みがある。アルバイトは積極的に奨励し、計画的自立にむけて貯蓄すること等をアドバイスしており、金銭管理や生活スキル習得などの自立支援に取り組んでいることを聴き取った。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント>家庭支援専門相談員は、施設と保護者の窓口として、ケースに応じて、面会や外出、一時帰宅等の機会を作り、家族関係調整などを行っている。また、保護者との信頼関係の構築に努めており、年度当初に学校行事の案内や施設の行事予定などを郵送し、電</p>		

<p>話連絡を頻繁に行いつつ詳細を伝えている。また、保護者の課題や困難な状況については相談支援を実施している。</p>		
<p>A—2—(11) 親子関係の再構築支援</p>		
A⑭	<p>A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	a
<p><コメント>家庭支援専門相談員は適宜、家族との関係構築を図るために家庭訪問を行い、必要な時は児童相談所と連携し家庭訪問を行うこともある。面会、外出、一時帰宅、外泊など段階に応じて適切な支援を実施し、子どもの様子や変化に注意しながら、家族関係調整を行い、同時に不適切なかかわりの発見などにも務めている。また、定期的見直し以外にも必要に応じて自立支援計画書の見直しを行い、職員全体で共有し対応していることが聞き取れた。</p>		